

當局従業員の昭和八年中に於ける嘆願要求集録

一万一千従業員の日常抱懐してある。不平不満怒求の種々相は、
綜合され表現される度に、労働組合代表者の手を通じ、或は司
長に、或は當該課長迄、或は所屬主務者に、要求嘆願陳情等の形式
を以て訴へられた。

労働条件の改変と言へば、組合本部の出馬、電氣局訪問となり、
不都合行為者に対する處罰規程適用事件発生と言へば、當該支部役
員の活動となり、イヤ浴場の設備、イヤ何々と言つては、要求、嘆
願、陳情として、従業員の意思が表示されて来た。

昭和八年中に於ても、一月のスピードアップ問題、五月の工場請
負準備一割引下げ問題、七月の中間ボギー車問題、自動車二人一車
問題等と顯著なるもの、其の総数三十一件、局長宛六件、課長宛八
件、営業所長宛一五件、大久保病院長宛一件、車庫主任宛一件に
んである。

左に、これら要求嘆願の提出の時に従つて、その内容を列記し、
判明せる回答はその要旨を附記する。